

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第4回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和5年8月10日（月）10時10分～12時30分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	川口俊一 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	白石裕治 日高実禎 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重 昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況 専門部会進行時の配付資料 1 公益委員の見解 2 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書	

○ 山本部部长

それではただ今から、令和5年度第4回目の鹿児島県最低賃金審議会の専門部会を開催したいと思います。

本日の部会の成立の状況につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○ 松山室長

本日の専門部会は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名の委員にご出席いただいております。定足数を満たしております。よって、本専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局で本日の専門部会の傍聴希望者を公示しましたところ、6名の希望者がございました。

さらに、記者の方が取材を希望されており、ただ今ホールの外で待機していただいております。

以上です。

○ 山本部部长

ありがとうございます。本専門部会は有効に成立しているということでありますので、さっそく審議を始めたいと思います。

ただ、ただ今事務局からご報告がありましたように、傍聴希望者、取材希望者が外で待機しておられるということであります。

公労使三者が揃ったところの審議の状況は公開するというようにしておりますので、傍聴希望者の中に入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(傍聴希望者、取材希望者入室)

○ 山本部長

それでは、早速審議に入りたいと思います。

まず最初に事務局から本日の資料、全国の結審状況だと思いましたが、そちらの方のご報告をお願いいたします。

○ 松山室長

はい。座って説明させていただきたいと思います。

事務局が把握している全国の結審状況をご説明いたします。資料1、令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況でございます。

現在、31の労働局で結審しております。

Aランクについては、Aランクに属する6労働局すべてで結審しており、うち5労働局において目安どおりの41円引き上げ、1労働局においてプラス1円の42円引き上げとなっております。

Bランクについては、Bランクに属する28労働局のうち24労働局において結審しており、目安どおりの40円引き上げが16労働局、プラス1円の41円引き上げが4労働局、プラス2円の42円引き上げが3労働局、プラス3円の43円引き上げが1労働局となっております。

Cランクについては、Cランクに属する13労働局のうち3労働局において結審しており、目安どおりの39円引き上げが1労働局、プラス5円の44円引き上げが1労働局、プラス7円の46円引き上げが1労働局となっております。

効力発生予定日は、10月1日が29労働局、10月4日が2労働局、10月5日が2労働局となっております。

以上でございます。

○ 山本部長

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、労使双方あるいは公益の方から何かご質問ありますでしょうか。あるいは追加的な情報とかありますでしょうか。

ありますか。はい。

○ 白石委員

京都が目安どおりだったと思います。京都が40円ですね。

○ 山本部会長

他にありませんでしょうか。よろしいですか。

○ 山本部会長

ただ今全国の結審の状況をご報告をされました。

前回は、労使双方からですね見解が述べられました。

労働側からは賃金第4表③というのは春闘結果が十分反映されていないのではないかと。有期・短期・契約等のところではですね5.01%のアップになっているのではないかと。あるいは支払能力、これは使側の資料から引用されてますね、全体としてやはり改善の傾向がみられるんじゃないかということ。あるいは生計費につきましても対前年比で4.3%アップで最賃の引上げ率3.3を上回っていると。さらに、生活必需品関連ではガソリン等ですね、かなり上がっているということもご指摘があったかと思えます。しかし一方、価格転嫁はやはり県なんかのレベルでも十分に進んでいないという現状があることは分かっていると。さらに中賃の公益見解でもですね、消費者物価指数を一定程度上回る必要がある、あるいは地域間格差を是正するということが謳われていることも指摘されました。さらに実質賃金が14か月連続で減少していると。こういうことを勘案して1日も早くですね、せめて時給1,000円に向けて今回は47円アップの900円ということをご提案したいと、こういう話でありました。

使側からは中賃の目安4.3%、これが重視されているということとはよく分かっているということで、これを鹿児島県に引き合わせると3.7%になるということで、853円の3.7%アップで、32円アップの885円というのを提示したいと、こういうお話でありました。加えて、一人当たり30円のアップでもですね、年間で換算すると、換算の仕方にもよりますが540万ほどのアップになると。これだけを企業側が、いわば稼ぎ出すというのは非常に大変なことだと。そういう意味では30円という額としてはそれほど大きく見えないかもしれないけれども、実際上はですね、大きく経営に響く、そういう額であるということをご理解していただきたいとこういうご主旨の発言もあったかと思えます。

ということで、前回は47円と32円で間がまだ15円の開きがあるということから、再度ですね、持ち帰っていただいて本日は是非結審に向けて双方歩み寄っていただきたい、新たなご提案をお願いしたいというふうをお願いをしておりました。

したがいまして、双方からですね、再度新たに歩み寄りの金額をですね、ご提示いただければと思います。

まず労側からお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 白石委員

単刀直入に、前回提示した額より44円の引上げをお願いしたい。44円の根拠というところで言いますと、連合の春季生活闘争におきまして、有期・短時間・契約等の集計でありました、1回目53円ですね、そのこのところの率で5.01というようなところで、44円で再提示させていただきたいと思います。

ずっと主張しておりますけど、諮問におきましてやはり最低賃金は消費者物価を一定程度上回るということやら、地域間格差の是正を考慮するというようなことが諮問にもありますし、何回も言いますが労働者という感じから見ると、やはり健康で文化的な最低限度の生活を営むというようなところは、憲法の方から、そして最賃法もありまして、まずそこを重視すべきだというようなことで再提示させていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

○ 山本部会長

はい、どうもありがとうございました。他は、よろしいですか。

○ 山本部会長

ただいま労働側からはですね、連合の短期・契約その他、アップ率の5.01%ということをお案して44円のアップというところで歩み寄りたいと、こういうお話があったかと思います。

やはり格差是正あるいは中賃の消費者物価を一定程度上回るというこういったような要望にも答える必要があるといったことから、44円アップのご提案でありました。

それでは使側の方お願いいたします。

○ 濱上委員

結論から言いますと、目安同額の39円を再提示させていただきます。

この目安というのも過去最高の引上げ幅でございましたので、非常に厳しい数字だと思っております。39円上がると影響率も20%を超えていくということ、賃上げの余力に乏しい企業もきっとたくさん出てくるんであろうというふうには思っておりますけれども、やはり一応中賃が出された目安というものを尊重するというようなことでございます。ただ、余力乏しいところへの援助と言いますか、そういった企業を自発的に、それから持続的な賃上げができる環境整備をやはり整えていただきたいと。自立ということもあるんですけど、やはりなかなかそれができない企業が多くありますので、やはり環境整備には力を入れていただきたいというふうには思っております。

その一つとして年収の壁問題、税制それから社会保険料、社会保障制度ですね、これの見直しというのもこれもやはり必須条件になってくるのかなというふうに思っております。

今朝方のNHKニュースを見ておりましたら、年収の壁問題、企業の支援策が10月にも導入みたいな、これは裏がしっかり取れているわけではないですけど、そういった報道もありましたけれども、そういったようなことと、環境が整っていけば何とか39円、目安同額ということで納得を何とかしていただける企業も多いのかなということと再提示をさせていただきます。

今のところ以上でございます。

○ 山本部長

ただ今使側からは目安通りの39円アップというご提案がなされたかと思えます。

根拠としては目安を尊重したいということと、当然環境整備、もちろん企業自身自立しなければいけないというご指摘はこの間のご議論の中で出されましたけれども、値上げができる、賃上げができる環境整備を是非、様々な策をですね、進めていただきたいと。特に年収の壁あるいは社会保険の制度の見直し、これはやっぱり必須であろうというようなこともご意見として出されたかと思えます。

ただ今44円と39円ということが出されましたけれども、まだやはり5円の差がございます。

このままですとまだ審議を続けるかどうか、このままですね。いったん休憩をして個別折衝に入るかどうかということですが、何か双方ご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○ 白石委員

今回Cランクのところではですね、岩手が39円、そして鳥取が46円、そして秋田が44円というようになっておりますが、ちょっとインターネットで秋田の方を調べてみました。そこの中に書いてあったのが、最低賃金の大幅引上げは知事も若年労働者の県外流出抑制の面から必要性を言及していたということと、秋田県内の企業は99%が中小零細で、コロナ禍、国際情勢の影響を受けて経営状態は厳しいと。昨年からは2か年で最低時給が75円引上げられ経営を圧迫するという声もあると。ただ秋田は給料が安いという先入観から首都圏や仙台圏等に若年労働者が流出しており、最低賃金が大幅に改善されれば、企業側にとっても若年労働者を確保しやすくなるというメリットにつながるということと、若年層の流出に歯止めをかけ、労働力人口を確保するためには目安に上乗せした金額で改正すべきだというようなことがネットの方にも出ておりました。

やはり、去年もですけど、地域間格差そして人材の流出というようなところから見ると、去年もでしたが、A、BそしてC、Dありましたけど、目安額以上に取っているのはやはりランクの低い、去年でいえばDランクというふうになります。その都道府県が目安以上の金額を出しているということは、やはり、人材流出並びに地域間格差を地方としてどうすればいいのか、必死に考えてやっているところだと思います。今回においてもCランクで鳥取、秋田が目安以上の大幅な額を示されているということも頭に置きながらですね、審議開始してもらいたいなと思います。

私の方からは以上です。

○ 山本部会長

はい、他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

それではですね、まだ先ほど申し上げましたように5円の開きがございますので、ここで一旦三者での協議を中断いたしまして、個別の協議に移りたいと思います。

それではまず、場所を変えて。傍聴者あるいは取材の方々はここでちょっとご待機いただきたいと思いますけれども、委員の方は移動していただいて、まず最初は労側から少しお話を伺いたいと思います。その前に公益の方で協議をしてから労側の方をお呼びいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは一旦中断いたします。

(個別協議)

○ 山本部会長

はい、それでは皆さんお揃いのようなので審議を再開したいと思います。

この専門部会といたしましては、7月24日の第1回の専門部会、続きまして8月3日、8月7日という形で、今回で4回の審議を重ねてまいりました。公益としてはですね、極力全会一致での決定ということを目指して個別協議を行いながら意見交換を続けてまいりました。公益の考え方も基本的にはお伝えをいたしました。しかしながら個別協議の前ではですね、労側が44円、使側が39円ということで5円の開きがある中で個別の協議に移りました。

極力全会一致ということをお願いしたかったんですけども、やはり、なかなか全会一致というわけにはいかないかもしれないということで、この時点でこれ以上金額を詰めるということをやめて公益の見解をお示しをして最終的にこの場で採決をもって決定することにしたいと考えておりますけれどもそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

はい、どうもありがとうございます。

それではですね、ここで公益において一応考えております見解をまとめたいと思いますので、若干、20分程度休憩を取りたいと思います。その後で再開をして改めて公益の見解をお示しをして、文書をもってお示しをしてお諮りしたいと思いますのでいったん休憩をいたします。

よろしく願いいたします。

(休憩)

○ 山本部会長

はい、それでは審議を再開いたします。

今配っていただきました公益委員の見解をご覧いただきたいと思います。公益委員の見解はこれを読み上げることで代えさせていただきます。

公益委員の見解。令和5年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

1、中央最低賃金審議会の目安小委員会では、地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。

2、最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、各種経済指標から県内の経済が回復基調にあることから一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は、労働者側が労働者の生計費であるとの見解である一方、使用者側は通常の事業の賃金支払能力であるとの見解であり、提示額の隔たりが生じるに至った。

3、一方で、中央最低賃金審議会の目安小委員会において今年度の目安額は、最低賃金が

消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配慮する必要がある。

4、消費者物価については、鹿児島市の令和4年10月から令和5年6月における持家の帰属家賃を除く総合の対前年上昇率の平均が3.7%であるものの、これは経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気・ガス価格激変緩和対策事業により上昇率が抑えられたものであり、政策効果がない場合においては4.4%程度になることが推定され、さらに複数の生活必需品について本土に比べ離島における価格上昇率が大きいことを考慮すると、示された目安額39円は現在の最低賃金額853円に対して4.57%となるが、これは鹿児島県の物価水準において妥当であると判断した。

5、地域間格差については、統計によれば、鹿児島県からは毎年首都圏、関西圏、福岡県を中心に転出超過が続いており、特に15歳～29歳の若年層においてその傾向が顕著である状況である。賃金の格差はこうした県外への転出の一つの要因であるとも考えられることから、地域間格差是正は重要な観点であり、スピード感をもって是正を進める必要があるとの認識のもと、割合のみならず実額においてもAランクとの差を縮めることを考慮して、目安額に5円を上乗せしAランクの目安額を上回る必要があると判断した。

6、これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、44円引上げて、令和5年度の最低賃金を897円としたい。

7、一方で、引上げ額が過去最高となり、3年で100円を上回る引き上げとなることから、原材料費等の高騰に対し価格転嫁が進んでいない状況もあることなど厳しい業況の企業に配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等を強く求めることとしたい。

以上が公益見解であります。

また、適用する地域、適用する使用者、適用する労働者、最低賃金において賃金に算入しないもの、これらにつきましては従来どおり、効力発生日は法定どおりということになります。

この見解をもって当専門部会の結論としてよろしいかどうか採決にかけたいと思いますが、この議事の進め方につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○ 松山室長

はい。最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長が決めるとなっております。

以上でございます。

○ 山本部会長

どうもありがとうございます。

議事の進め方は、以上事務局より説明があったとおりでございます。

それでは、お諮り致します。

先ほど述べました公益委員見解に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

反対の委員は挙手をお願いします。ありがとうございました。

○ 山本部部长

採決の結果、公益委員見解に賛成の委員は5名、反対の委員は3名、棄権はございませんでした。

従いまして、賛成多数によりましてただ今の公益委員見解をもって当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

なお、この結論につきましては、本審において私から報告することになるかと思えます。

部会報告書の作成につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○ 松山室長

結審時に作成する部会報告書でございますが、本年度も昨年度と同様に生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額とこれに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会報告書に、別紙としてこれを示す資料を添付させて頂きたいと思っておりますのでご確認をお願いいたします。

○ 山本部部长

今ご説明ありましたように結審時の部会報告書に、中賃の考え方による具体的な計算額、その場合の乖離額の有無等、別紙として添付したいということでもありますけれども、これにつきましては皆様よろしいでしょうか。従来通りということですが。

(異議なし)

○ 山本部部长

それでは、事務局は報告文の準備をお願いいたします。

暫時それまで休憩いたします。

(休憩)

○ 山本部会長

それでは、準備が整ったようですので、お手元の報告文をご覧ください。報告文を読み上げることにはしたいと思います。

令和5年8月10日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県最低賃金専門部会部会長、山本晃正。鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和5年7月6日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方にに基づき最新のデータにより令和3年10月2日発効の鹿児島県最低賃金、時間額821円は令和3年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記。公益代表委員、川口俊一、松枝千鶴、山本 晃正。労働者代表委員、白石裕治、日高実禎、眞下浩一。使用者代表委員、岩重昌勝、瀬平秀人、濱上剛一郎。

別紙1をご覧ください。鹿児島県最低賃金。1、適用する地域、鹿児島県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間897円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生日、法定どおり。

別紙2。こちらは鹿児島県最低賃金と生活保護との比較についてということでございます。地域別最低賃金が令和3年に821円になった、これが生活保護費を下回っていないかどうかということになります。

ここにありますように、生活保護費につきましては比較対象が18から19歳の単身世帯者、対象年度は令和3年度。生活保護費は記載のとおりであります。

生活保護に係る施策との整合性については上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県の最低賃金が下回っているとは認められなかったということになります。以上です。

以上の報告を行いたいということになります。

長時間の審議、どうもありがとうございました。

本日が最後の部会ということになりますけれど、何か皆さんからご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○ 瀬平委員

要望をですね、申し上げたいと思いますので、資料をお配りいたします。

よろしいでしょうか。令和5年度最低賃金改正に関する要望ということで私の方も読み上げさせていただきます。

現在中小企業・小規模事業者は長期に及ぶコロナ禍の影響や、原油価格や原材料価格の高騰、加えて価格転嫁が進んでいないなどにより厳しい経営を行ってきております。このような経済情勢、経営状況の中で最低賃金もさらに引上げられようとしております。

そこで、苦境にあえぐ中小企業・小規模事業者のために下記の事項を要望いたします。

1、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的な賃上げができる環境の整備について。

①で最低賃金の引き上げ分が賄えるような経営環境の整備ということで、長引くコロナの影響、原材料価格の高騰、ゼロゼロ融資の返済、加えて最低賃金の上昇など、中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しくなっています。このため、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げ分を賄うとともに、経営を継続できるよう行政による経営環境整備のための経済対策・施策等を実施していただきたい。具体的には、既存の支援策に加え、価格転嫁対策や原材料価格の高騰等中小企業・小規模事業者の経営に悪影響を及ぼしている要因を解消するための経済対策・施策等を実施していただきたい。

②、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の向上への支援。人材確保や物価高に対応できるよう賃金引上げを行いたいと考えている事業者もいますが、経済状況や事業のやり方等では賃金を上げるだけの経営状況にない事業者も多くおります。このため、経営基盤の強化、DXへの取り組み、生産性の向上、販路の開拓等稼ぐ力につながる企業努力を行っている事業者に対し、行政においてこれらの稼ぐ力を身に着けるための施策・支援をより一層充実していただきたい。

③、鹿児島労働局に最低賃金相談窓口の開設を。中小企業・小規模事業者が事業所内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金等の支援策については、事業者が活用しやすく、より一層の実効性がある支援の拡充及び活用推進のための周知等が必要であります。このため、最低賃金の引上げ等に係る支援策のワンストップ相談窓口を鹿児島労働局に開設して支援策の周知、活用促進等に努めていただきたい。

2、大型経済対策の実施。経済の好循環を生み出していくため、政府として早急に大型の経済対策を実施していただきたい。

3、税制及び社会保障制度の一体的見直し。会社員等の配偶者に扶養されパートで働く人の場合は、年収103万円までは所得税、106万円または130万円までは厚生年金

等の社会保険料を負担しなくてもよい。しかし、年収がこれを超えると就業調整をする人が増加するため、事業者は不足する人材を探さなければならず、最低賃金の引上げに伴い人手不足の深刻化している地方においては、さらに人手不足を加速させることが予想される。このため、政府においては最低賃金の引上げと併せて税制及び社会保障制度についても一体的に見直しを行い、パート従業員等の就業調整の抑制が図られる施策を実施していただきたい。

以上要望として申し上げたいと思います。

○ 山本部会長

今瀬平委員より要望事項が述べられましたけれども、これにつきまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○ 松枝委員

要望事項ありがとうございます。

1点要望についてのご確認ですけれども、1の③の最低賃金相談窓口の開設の要望というところで、ワンストップ相談窓口とございますが、これは労働局が厚生労働省所管の助成金等に対しての窓口というようなものではなく、いろんな角度の助成金であったり、いろんな施策であったりの紹介も含めた窓口というような、小規模の事業者の方が駆け込みでそこに行けばまず何か糸口が見つかるというような、そういう理解でよろしゅうございますか。

○ 瀬平委員

はい、おっしゃるとおりでございます。

単に労働局が所管している助成事業とか補助事業だけではなくて、経済産業省等の持ってらっしゃる補助金とか、そういう補助事業の紹介とか、もしくは関連の団体の紹介とか、とにかく最低賃金が引上げられ自分たちも生産性の向上も図らねばならない、そういう時にまず第一段階として労働局にワンストップの相談窓口を設けていただきまして、そこでご相談もしくは他団体の紹介とか、そういうのをさせていただければさらにこういう補助金・助成金の利用も促進されるし、別の補助金等に関しても力を皆さん注がれて、そして賃上げという形にもつながるのではないかと思いますお願いをした次第です。

○ 山本部会長

どうもありがとうございます。

他に。はい。

○ 川口委員

要望事項の中で、とりわけ3ですね。3の税制と社会保障制度の一体的見直し、非常にここに関しては公益の一人として意を強くしております。いわゆる社会保険の問題、あと税制の問題、そして最終的には会社が払う家族手当、配偶者手当の問題等絡んで非常に複雑な状況になっていると。そして現場ではかなり混乱が見られると。そういう意味ではこの扶養の問題ですね、103万、106万、130万の問題に関しては真正面から議論をしていただきたい。今回もですね、助成金という対応をされる流れになりつつあります。できれば税、社会保険、年金、健康保険、いわゆる他の行政も横断的に入った中での真正面からの議論を期待しておりますのでよろしくお願ひしたいということで、要望の中の3に付け加えさせていただきたいと思います。

○ 山本部長

他に何か、ご意見ありますか。

どうぞ、はい。

○ 日高委員

要望事項見させていただいて全くその通りだというふうに思います。

この間の議論の中でもありましたとおり、県内の中小・零細企業は99.9%、そこで働く労働者は70%以上です。そこでの事業者とかそこで働く者の活力を持って生きていくということは正に県勢そのものだというふうに思っております。この間県が中心になって協定書の締結などを結ぶべきじゃないかという話もさせていただきました。経営環境の整備をするということは何も概数的な支援ばかりではないと思っております。価格転嫁をし易い環境を作ってもらう、県民もしくは消費者に理解をってもらう、そういった営みを県もしくは県議会もそうなのかもしれませんが、是非最低賃金のところにもう少し注目をしていただいで必要なご発言も結構だと思いますし、それ以上に支援の手を差し伸べていただきたいというようなことにつきまして補足させていただきたいと思います。以上です。

○ 山本部長

どうもありがとうございます。

他にご意見ありますでしょうか。

○ 山本部会長

この要望事項の取り扱いですけれども、部会として本審にこういった要望の付帯決議を、本審の方で上げていただきたいということになるのかなというふうに理解していますが、そういう扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

そうしますとちょっと文章表現を変えなきゃいけないかもしれませんが、本審の付帯決議としてこの趣旨で付帯決議を事務局の方で準備をしていただいて、作成していただいて、それを本審の方に諮っていただくという扱いにしたいと思いますが、それでご了解いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

それではこの要望事項につきましては、部会から本審に対して、本審の付帯決議として確認していただきたいということを申し添えて本審の方にご報告したいというふうに思います。

ただ、文章表現は少し一部手直しをして、この趣旨です。付帯決議を作成していただき、本審の方には伝えたいと思います。

それでは以上で最後の審議になりますけれども、最後に事務局よりご連絡、何かご説明ありますでしょうか。お願いいたします。

○ 松下室長補佐

はい。

専門部会の結審に伴います本審につきましては、第1回本審の際にあらかじめ協議していただきましたとおり、第3回本審です。本日の15時から、場所はこの第2会議室で開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○ 山本部会長

どうもありがとうございます。

それでは、第3回の本審は本日の15時からこの場所で開催ということでございます。

それでは、本日が最後の専門部会でありますので、事務局より何か最後にありますでしょうか。

○ 森川労働基準部長

私から申し上げます。

鹿児島県最低賃金の審議に関しましては、7月6日に労働局長より改正に係る諮問をさせていただきます。当専門部会を設置のうえ、7月24日から本日まで4回にわたって専門部会を開催させていただきます。審議をしていただきました。

今年度も、非常に暑い中でございましたが、山本部長をはじめ委員の皆様方におかれましては真摯なご審議をしていただきまして感謝申し上げます。

本年は、ランクの見直しがあり、鹿児島が属するCランクは目安額が39円と過去最大額の数字が示され、また、今年度からはこの専門部会も原則公開ということで毎回このように多くの報道陣の方に来ていただいて、極めて注目度が高い中での議論となりました。

結論としては全会一致とはなりませんでしたが、これは公・労・使それぞれのお立場から鹿児島県のため、鹿児島県の労働者のため何が最善であるかということをよくご検討していただいたうえでのことだと思えます。改めまして感謝申し上げます。

今話があったとおり、今後第3回本審が開催され、その中で部長報告がなされることとなっておりますが、引き続き各委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○ 山本部長

それでは長時間の審議ありがとうございました。

今回公益見解で決定していただきまして、これによって鹿児島の最低賃金として強いメッセージを発しようという気持ちでご提案をいたしました。様々なご意見はあるかと思えますけれども、これによって労働側ではなく使用者側も元気になっていただきたいと、なっていたきたいという強い思いを抱いているところであります。

それでは、最後に議事録の確認者を指名いたします。労側は白石委員、使側は濱上委員。

以上をもちまして、第4回の専門部会を閉会します。

ありがとうございました。